

地域保健対策検討会の設置について

地域保健対策検討会開催要綱

1. 目的

- (1) 地域保健対策の推進については、地域保健法（昭和22年法律第101号）及び同法第4条の規定に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の定めるところにより、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図るための地域保健対策を総合的に推進してきたところである。
- (2) これまで、医療計画の一部として、各都道府県において、任意的記載事項を中心に「地域保健医療計画」を策定してきたところであるが、今般、地域保健対策をさらに推進する観点から、都道府県域における地域保健計画（仮称）の策定を推進し、同計画の位置づけを明確化し、地域保健体制の整備に関する都道府県の役割及び裁量を拡充することとしたため、本検討会において同計画の具体的な策定手続きや評価の在り方について検討する。
- (3) また、社会的状況の変化等に伴い、公衆衛生分野において従来にも増して必要性が大きく認識されるようになってきた施策もある（例：SARSをはじめとした新興・再興感染症その他の原因による健康危機管理事例への的確な対応）。したがって、それらの新たな施策を実施するための体制や関連制度の整備等についても合わせて検討し、今後の地域保健対策のあるべき姿を明らかにする。

2. 検討事項

検討会における主な検討事項は、次のとおりとする。

(1) 地域保健計画（仮称）について

- ① 計画の策定手続
- ② 計画の評価
- ③ その他

(2) 公衆衛生の新たな潮流に即した体制及び制度の整備について

- ① 地域における健康危機管理に関する基本的な考え方
- ② 健康危機管理実施体制
- ③ その他

3. 本検討会の委員は別紙のとおりとする。

4. その他

- (1) 検討会は、健康局長が開催する。
- (2) 検討会には、座長を置くものとする。
- (3) 会議は原則公開とする。
- (4) 検討会の庶務は、厚生労働省健康局総務課地域保健室において行う。
- (5) 本要綱に記載のないものについては別途定めるものとする。

地域保健対策検討会委員

別紙

(敬称略・五十音順)

- 稲葉 一人 科学技術文明研究所特別研究員
- 今村 知明 東京大学医学部附属病院企画経営部長
- 植村 尚史 早稲田大学人間科学部健康福祉科学科教授
- 岡部 信彦 国立感染症研究所感染症情報センター長
- 河原 和夫 東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科
医療政策学講座・政策科学分野教授
- 佐藤 敏信 岩手県保健福祉部長
- 曾根 智史 国立保健医療科学院公衆衛生政策部長
- 玉川 淳 三重大学人文学部社会科学科助教授
- 津下 一代 あいち健康の森健康科学総合センター指導課長
- 中野 則子 兵庫県健康生活部健康増進課長
- 林 謙治 国立保健医療科学院次長
- 村田 昌子 茨城県保健福祉部子ども家庭課少子化対策室長
- 山本 都 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部第三室長

○：座長

地域保健対策検討会
(第1回：平成17年1月20日)提出資料

地域保健対策の見直しの必要性

社会的状況や
環境の変化

- ①多発化・多様化する健康危機への対応
 - ・阪神・淡路大震災
 - ・SARS等の感染症
 - ・NBCテロ、有事対応
 - ・医療事故 等

②地方分権の進展

- ・平成の市町村大合併
- ・三位一体の改革

③民間活動の充実

- ・民間保健医療サービスの発展
- ・NPO法人等ボランティア活動の活発化

生命・健康の安全・安心の確保

従来の地域保健対策

- ・地域保健法及び地域保健の推進に関する基本的な指針
- ・医療計画の一部として、任意的記載事項を中心とした地域保健医療計画



基本的考え方

- ・公衆衛生の新たな潮流に即した体制及び制度の整備
- ①健康危機への適切な対応と役割分担
- ②生涯を通じた生活習慣病対策

主な検討事項

- ・今後の地域保健計画(仮称)のあり方
- ・健康危機への対応体制の強化・充実 等

制度改革等の動き

公衆衛生の新たな潮流

世界公衆衛生研究所長会議
(ヘルシンキ2004)

- ・平時は生活習慣病対策
- ・有事は感染症対策等の健康危機管理対応

The Future of the Public's Health
in the 21st Century

- ・テロ対策等の必要性

(米国 National Academy of
Sciences 2002)

健康危機管理

- ・結核・感染症対策
- ・食品安全
- ・児童・高齢者虐待防止対策
- ・精神保健福祉改革
- ・国民保護法制 等

健康増進施策

- ・健康フロンティア戦略
- ・健康日本21・健やか親子21
- ・老人保健事業の見直し 等

制度改革

- ・医療制度改革
- ・介護保険制度改革 等

公衆衛生の新たな潮流について(1)

New Public Health

- ・ 個人や社会の健康の保持・増進のための包括的なアプローチ。
- ・ 従来の公衆衛生のアプローチに、更に新たな課題に取り組むためのアプローチを加えたもの。

- (1) Tulchinsky TH, Varavikova EA: The New Public Health, 2000
- (2) WHO: New Challenges for Public Health, 1996

- ・ 平時は、生活習慣病対策
- ・ 有事は、感染症対策等の健康危機対応

世界公衆衛生研究所長会議 (2nd meeting of directors general of national public health institutes July 2004 Helsinki)

Evidence-Based Public Health

- ・ 理論的には、業務運営上の意思決定、政策開発、事業実施にあたっては、効果に関する科学的根拠を十分に尊重すべき。
- ・ EBPHを導入することによって、最も優先順位の高い問題に対して最も効果のある対策を実施することに限られたリソースを集中させることができる。

- (1) Truman BI et al.: Developing the Guide to Community Preventive Services - Overview and Rationale. American Journal of Preventive Medicine 2000;18(1S):18-26

公衆衛生の新たな潮流について(2)

健康危機管理の重要性の向上

- ・ 同時多発テロ、炭疽菌テロの発生。
- ・ 専門家や従事者の精鋭集団、従来の公衆衛生分野を横断する基本的な公衆衛生能力が必要。
- ・ バイオテロに対しては、公衆衛生専門家が、現場の「最初の対処者」として行動することになる。

- (1) Institute of Medicine, National Academy of Sciences : The Future of the Public's Health in the 21st Century, 2003
- (2) Sorvillo F, Greenwood JR, Detels R: Bioterrorism. In. Oxford Textbook of Public Health, Fourth Edition, 2002
- (3) Century Foundation: Progress and Peril -Bioterrorism Preparedness Dollars and Public Health, 2003

生活習慣病対策の重要性向上

- ・ 健康的な食生活、身体活動により、生活習慣病を減少させることを政策の中に位置付ける必要がある。

- (1) WHO: Global strategy on diet, physical activity and health, 2004

- ・ 2003年5月、WHO総会において「WHOたばこ対策枠組条約」採択。(2005年2月発効予定)
- ・ たばこの需要・供給両面にわたる施策を推し進めることにより、喫煙の健康に及ぼす悪影響を減じ、健康増進を図る。

- (1) WHO: WHO Framework Convention on Tobacco Control, 2003
- (2) World Bank: Curbing the Epidemic: Government and the Economics of Tobacco Control, 1999

論 点 メ モ

地域保健計画（仮称）に関する主な論点

- 地域保健計画の位置付けについて
- 地域保健計画策定の枠組みについて
- 地域保健計画の策定手続について
- 地域保健計画の具体的内容について
- 地域保健計画の評価方法について

健康危機管理に関する主な論点

- 健康危機管理事案の想定について
- 健康危機管理の実施に関する基本的な方針等について
- 健康危機管理対応体制について
- 健康危機管理に関連する業務について
- 関係機関相互の連携協力の確保について

公衆衛生医師育成・確保のための環境
整備に関する検討会報告書について

新興・再興感染症等の健康危機に対する国民の不安の解消及び鎮静化は、公衆衛生行政における健康危機管理の最も重要な課題であり、熱意のある公衆衛生医師の育成・確保が最善の手段である。

しかし、一部の地方公共団体においては公衆衛生医師確保の困難な状況が今なお見受けられ、これまで国、地方公共団体、医育機関等関係団体による公衆衛生医師育成・確保のための努力が必ずしも充分でなかったことも指摘されていることから、国、地方公共団体、医育機関等関係団体が取り組むべき具体的施策について検討し、今後、実施すべき方策について基本的枠組みとしてまとめることを目的として、本検討会を開催した。

公衆衛生医師の育成・確保のための具体的な方策について

本検討会において、以下の方策が示された。地方公共団体、医育機関等の関係者間で、認識を共有し、今後の方策等について協議し、また、地方公共団体内においても、所管部局と人事、財政担当部局との課題の共有化を図りつつ、医師の複数配置等の人的な体制整備や予算の確保が図られるよう努める必要がある。

(1) 公衆衛生医師の育成

- ① 研修計画の策定
- ② 人事異動及び人事交流を通じての人材育成（ジョブ・ローテーション）の充実
- ③ 研究事業等への参加
- ④ 保健所への医師の複数配置
- ⑤ 医育機関との連携人事
- ⑥ 海外の公衆衛生及び留学に関する情報提供等
- ⑦ 国立保健医療科学院の専門課程Ⅰの受講について
- ⑧ 専門能力の向上・学位の授与等
- ⑨ 自己研鑽に対する職務専念義務の免除等の服務上の規定の工夫

(2) 公衆衛生医師の採用・確保

- ① 採用計画の策定による定期的な採用
- ② 募集方法の工夫
- ③ 地方公共団体間等での人事交流
- ④ 公衆衛生医師確保推進登録事業の活用

(3) 公衆衛生医師の職務に関する普及啓発

- ① 教育プログラムの工夫
- ② 医育機関等における進路説明会の活用
- ③ 卒後臨床研修（地域保健・医療研修）の充実
- ④ 生涯教育等
- ⑤ ホームページ等の媒体を活用した普及啓発

公衆衛生医師の育成・確保のための行動計画の策定及び評価について

国、地方公共団体、医育機関及び関係団体は、以下に示したとおり、本方策の実現に向けて積極的に取り組み、今後、取組状況について評価するにあたって、方策の実施状況や状態について指標を作成し、推移を把握する必要がある。

(1) 地方公共団体

必要な公衆衛生医師を適切に確保するため、本検討会にて作成したチェックシートを用いて現状を把握しつつ、短期、中期、長期に渡って達成目標を設定した、公衆衛生医師の育成・確保に関する行動計画を策定し、その実施を確実に行う。

(2) 医育機関及び関係団体（日本医師会、日本公衆衛生学会）

医育機関では卒前教育等について、日本医師会及び日本公衆衛生学会では卒後研修等について積極的な対応を行う。

(3) 国、国立保健医療科学院

厚生労働省は、地方公共団体の計画策定について、要請に応じて協力するとともに、その実施状況等を調査し、地方公共団体及び関係団体が自らの進捗状況を客観的に評価できるよう公表する。国立保健医療科学院は、実施する公衆衛生医師の研修について、時宜にかなった内容の提供を行うとともに、地方公共団体及び医育機関等における取組の推進のための協力を行う。